令和6年度 子ども総合センター 会計年度任用職員(虐待対策ワーカー) 募集案内

この採用選考は、新宿区会計年度任用職員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉	虐待対策ワーカー	若干名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員(一般職)

3 職務内容

- (1) 子どもの虐待防止に関する支援に関すること。
- (2) 子どもの虐待に関する相談に関すること。
- (3)(2)の相談者に対する適切なサービスの調整及び援助に関すること。
- (4) 関係機関職員との連携に関すること。
- (5) 子育て情報の提供に関すること。
- (6) その他子ども家庭支援センターに必要な業務に関すること。

4 勤務場所

信濃町子ども家庭支援センター(新宿区信濃町20)

5 任用期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次のいずれかに該当すること。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を有する者であること。
- (2) その他虐待対策ワーカーとして必要な経験を有し、学識を有する者であること。

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1)第一次選考

選考方法	作文(A4 判指定の書式、横書き、800 字程度、テーマ:子ども家庭支援センタ
	ーの虐待対策ワーカーとして大事にしたいこと)
結果発表	令和6年5月7日頃

(2) 第二次選考

日時・会場	令和6年5月14日(火)(予定)	
	※ 面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。	
選考方法	面接(個別面接)	
結果発表	令和6年5月15日(水)(予定)	
	※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。	
	※ 第二次選考に合格した場合は、区が指定する医療機関にて、健康診断(胸部	
	X線撮影)を受診していただきます。なお、6か月以内に受診歴があれば、受診	
	に替えることができる場合があります。	

8 申込手続

申込方法	郵送または持参による。	
	<提出書類>	
	· 新宿区会計年度任用職員 採用選考申込書(兼履歴書)(写真添付)	
	・ 作文(A4 判指定の書式、横書き、800 字程度)	
	・ 資格を証明するもの (写し)	
申込期間	令和6年4月8日(月)~4月26日(金) <u>(必着)</u>	
	◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時まで	
	とします。	
申込先	〒160-0022 東京都新宿区新宿7-3-29	
	新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課総合相談第一係	

[※]申し込み書類は一切返却いたしません。

9. 勤務条件

勤務時間	月曜日から金曜日のうち週4日、午前8時30分~午後5時のうち7時	
	間 30 分 (週 3 0 時間勤務)	
	休憩時間60分	
	年に数回程度土・日・祝日の出勤あり	
	※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。	
休日等	休日: 国民の祝日、年末年始	

休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、慶弔休暇等があります。
	(無給休暇) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 約23万円程度(地域手当相当分を含む。)
	・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給
	・賞与あり
	※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。
	※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、
	労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。
	地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり
	※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用さ
	れる可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公
	募によらない再度の任用を行う場合、連続4回が上限となります。
	※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等
	は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課総合相談第一係

所在地:〒160-0022 東京都新宿区新宿7-3-29

電話番号 03 (3232) 0675 (直通) (土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)